

(下線部分が改正箇所)

普通預金規定	
改正前	改正後
<p><b>第10条（規定の変更）</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>（新設）</p>	<p><b>第10条（規定の変更）</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></li><li>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></li></ol>

振込規定	
改正前	改正後
<p><b>第13条（規定の変更）</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>（新設）</p>	<p><b>第13条（規定の変更）</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></li><li>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></li></ol>

キャッシュカード規定	
改正前	改正後
<p><b>第 14 条 (成年後見人等の届出)</b></p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。</p>	<p><b>第 14 条 (成年後見人等の届出)</b></p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。 <u>お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p>
<p><b>第 17 条 (規定の変更)</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。 (新設)</p>	<p><b>第 17 条 (規定の変更)</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

ローソン銀行取引規定（個人用）	
改正前	改正後
<p><b>第7条（手数料）</b></p> <p>3. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行ホームページに掲載する方法、その他当行所定の方法により告知します。</p>	<p><b>第7条（手数料）</b></p> <p>3. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、<u>第24条に定める手続きによるものとします。</u></p>
<p><b>第14条（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p><b>第15条（取引の制限等）</b></p> <p>1. 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3. 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該</p>	<p><b>第14条（<del>反社会的勢力との</del>取引拒絶）</b></p> <p><b>第15条（取引きの制限等）</b></p> <p>1. 当行は、預金者の情報および具体的な取引きの内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引きの一部を制限する場合があります。</p> <p>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引きの内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引きの一部を制限する場合があります。</p> <p>3. 前2項に定めるいずれの取引きの制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該</p>

取引の制限を解除します。	該取引の制限を解除します。
<p><b>第 16 条 (解約等)</b></p> <p>5. (省略)</p> <p>(3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p><b>第 16 条 (解約等)</b></p> <p>5. (省略)</p> <p>(3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>
<p><b>第 19 条 (成年後見人等の届出)</b></p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。</p>	<p><b>第 19 条 (成年後見人等の届出)</b></p> <p>1. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。<u>お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合も同様に届け出てください。</u></p>
<p><b>第 24 条 (規定の変更)</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 24 条 (規定の変更)</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

口座開設アプリ利用規定	
改正前	改正後
<p><b>第6条（規定の変更）</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>（新設）</p>	<p><b>第6条（規定の変更）</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

ローソン銀行ダイレクト利用規定	
改正前	改正後
<p><b>第27条（規定の変更）</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>（新設）</p>	<p><b>第27条（規定の変更）</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

ローソン銀行ダイレクトアプリ利用規定	
改正前	改正後
<p><b>4. アプリの停止、変更等</b></p> <p>(2) 当行は、相当の予告期間を設けてウェブサイトに掲載することにより、本規定を変更することができるものとします。この場合、ウェブサイトに掲載した変更日をもって、当該変更後の規定が適用されるものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>4. アプリの停止、変更等</b></p> <p>(2) <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(3) <u>第 2 項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

定期預金規定（期日指定定期・自動継続型）	
改正前	改正後
<p><b>第4条（利息）</b></p> <p>4. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日から預入日の1年後の応当日（継続をしたときは継続日からその継続日の1年後の応当日）までの間に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともにローン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するものとします。</p>	<p><b>第4条（利息）</b></p> <p>4. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を第5条第1項により預入日から預入日の1年後の応当日（継続をしたときは継続日からその継続日の1年後の応当日）までの間に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともにローン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するものとします。</u></p>
<p><b>第5条（預金の解約）</b> （新設）</p> <p>この預金を第3条第1項に基づく解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりお手続きください。</p>	<p><b>第5条（預金の解約）</b></p> <p>1. <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、預入日から預入日の1年後の応当日（継続をしたときは継続日からその継続日の1年後の応当日）前の解約はできません。</u></p> <p>2. この預金を第3条第1項に基づく解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりお手続きください。</p>
<p><b>第9条（規定の変更）</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p>	<p><b>第9条（規定の変更）</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p>

(新設)	2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし</u> ます。
------	--

定期預金規定（期日指定定期・自動解約型）	
改正前	改正後
<p><b>第3条（利息）</b></p> <p>3. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するものとします。</p>	<p><b>第3条（利息）</b></p> <p>3. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するものと</u>します。</p>
<p><b>第4条（預金の解約）</b> (新設)</p> <p>この預金を第2条第1項の自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりローソン銀行ダイレクトにてお手続きください。</p>	<p><b>第4条（預金の解約）</b></p> <p>1. <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>2. この預金を第2条第1項の自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりローソン銀行ダイレクトにてお手続きください。</p>
<p><b>第8条（規定の変更）</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所</p>	<p><b>第8条（規定の変更）</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相</u></p>



<p>定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
--	--

定期預金規定 (スーパー定期・自動継続型)	
改正前	改正後
<p><b>第3条 (利息)</b></p> <p>2. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、あらかじめ指定された方法により、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ支払います。なお、複利型のこの預金の利息は6か月複利の方法で計算するものとします。</p>	<p><b>第3条 (利息)</b></p> <p>2. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、あらかじめ指定された方法により、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ支払います。なお、複利型のこの預金の利息は6か月複利の方法で計算するものとします。</u></p>
<p><b>第4条 (預金の解約)</b></p> <p>(新設)</p> <p>この預金を解約するときは、当行所定の方法によりローソン銀行ダイレクトにてお手続きください。</p>	<p><b>第4条 (預金の解約)</b></p> <p>1. <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>2. この預金を解約するときは、当行所定の方法によりローソン銀行ダイレクトにてお手続きください。</p>
<p><b>第8条 (規定の変更)</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場</p>	<p><b>第8条 (規定の変更)</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由が</u></p>

<p>合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>あると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
--	--

定期預金規定（スーパー定期・自動解約型）	
改正前	改正後
<p><b>第3条（利息）</b></p> <p>3. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、この預金とともに指定口座へ支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算するものとし、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ支払います。</p>	<p><b>第3条（利息）</b></p> <p>3. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、この預金とともに指定口座へ支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算するものとし、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ支払います。</u></p>
<p><b>第4条（預金の解約）</b> （新設）</p> <p>この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりローソン銀行ダイレクトにてお手続きください。</p>	<p><b>第4条（預金の解約）</b></p> <p>1. <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>2. この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりローソン銀行ダイレクトにてお手続きください。</p>
<p><b>第8条（規定の変更）</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものと</p>	<p><b>第8条（規定の変更）</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p>

<p>します。 (新設)</p>	<p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
----------------------	--

ネット入金サービス利用規定	
改正前	改正後
<p><b>第7条 (規定の変更)</b> 当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。 (新設)</p>	<p><b>第7条 (規定の変更)</b> 1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> 2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

Ponta 会員規約ローソン銀行特約	
改正前	改正後
<p><b>第6条 (規定の変更)</b> 当行は、Ponta 会員に事前の承諾を得ることなく、告知あるいは当行が適当と判断する方法にて本特約を変更することができるものとします。 (新設)</p>	<p><b>第6条 (規定の変更)</b> 1. <u>本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> 2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

ローソン銀行クレジットカード「ローソン Ponta プラス」 会員規約	
改正前	改正後
<p><b>第 16 条 (遅延損害金)</b></p> <p>1. 会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(2) 分割払いのショッピング利用代金は支払いを遅滞した分割支払金に対し年 14.55%を乗じた額。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、法定利率(商事法定利率がある場合はその率とし、以下同様とします。)を乗じた額を超えないものとします。</p>	<p><b>第 16 条 (遅延損害金)</b></p> <p>1. 会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、約定支払日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>(2) 分割払いのショッピング利用代金は支払いを遅滞した分割支払金に対し年 14.55%を乗じた額。ただし、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、<u>法定利率(商事法定利率がある場合はその率とし、以下同様とします。)</u>を乗じた額を超えないものとします。</p>
<p><b>第 25 条 (会員規約の変更、承認)</b></p> <p>会員規約が変更され、当行または両社から変更内容を通知または新会員規約を送付した後にカード利用をしたときは、当該変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 25 条 (会員規約の変更、承認)</b></p> <p>1. <u>会員規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p><b>第 27 条 (立替払いの委託)</b></p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 27 条 (立替払いの委託等)</b></p> <p>2. <u>割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店に対する抗弁を当行に主張できる場合を除いて、加盟店に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含みますが、これに限られません)を放棄するものとします。</u></p>

ETC カード利用規定	
改正前	改正後
<p><b>第 14 条（規定の改定）</b></p> <p>将来、本規定が改定された場合は、当行がその内容を通知した後に ETC 会員が本カードを利用したことによって変更事項を承認したものとみなします。</p> <p>（新設）</p>	<p><b>第 14 条（規定の改定）</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

ETC マイレージサービス特約	
改正前	改正後
<p><b>第 6 条（本特約の改定）</b></p> <p>将来、本特約が改定された場合は、当行がその内容を通知した後にマイレージ登録者がマイレージサービスを利用したことによって変更事項を承認したものとみなします。</p> <p>（新設）</p>	<p><b>第 6 条（本特約の改定）</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

ローソン銀行取引規定（法人等）	
改正前	改正後
<p><b>第7条（手数料）</b></p> <p>3. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行ホームページに掲載する方法、その他当行所定の方法により告知します。</p>	<p><b>第7条（手数料）</b></p> <p>3. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、<u>第25条に定める手続きによるものとします。</u></p>
<p><b>第14条（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p><b>第15条（取引の制限等）</b></p> <p>1. 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3. 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当</p>	<p><b>第14条（反社会的勢力との取引拒絶）</b></p> <p><b>第15条（取引の制限等）</b></p> <p>1. 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3. 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該</p>

行は当該取引の制限を解除します。	取引 <u>き</u> の制限を解除します。
<p><b>第 16 条 (解約等)</b></p> <p>5. (省略)</p> <p>(3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>	<p><b>第 16 条 (解約等)</b></p> <p>5. (省略)</p> <p>(3) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引<u>き</u>に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>
(新設)	<p><b>第 17 条 (相殺、払戻充当)</b></p> <p>1. <u>お客さまが当行に対して債務を負い、当該債務を履行しなければならない場合には、当行は、その債務とお客さまの預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客さまに代わりお客さまの預金その他債権の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。この場合、当行はお客さまに対し充当した結果を通知します。</u></p> <p>3. <u>当行が第 1 項による相殺または前項による払戻充当を行う場合、債権債務の利息、精算金、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、その利率、料率等は当行の定めによるものとします。</u></p> <p>4. <u>第 2 項の払戻充当により、お客さまの債務全額を消滅させるに足りないときは、当行が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。この場合、お客さまはその充当に対して異議を述べるできないものとします。</u></p>
(新設)	<b>第 18 条 (期限の利益の喪失)</b>



	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>お客さまについて第16条第5項第5号から第7号まで、第13号ならびに第16条第6項第1号および第2号の事由が一つでも生じたことを当行が知ったときには、当行からの通知催告がなくとも、お客さまは当行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとし</u>ます。</li> <li>2. <u>お客さまについて第16条第5項第1号から第4号まで、第8号から第10号まで、第14号の事由および当行の債権保全を必要とする相当の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求によって、お客さまは当行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するもの</u>とします。</li> <li>3. <u>前項の場合において、お客さまより当行に届け出されたEメールアドレス、住所、氏名等に宛てて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに期限の利益が失われたもの</u>とします。</li> </ol>
第17条（保険事故発生時における預金者からの相殺）	第19条（保険事故発生時における預金者からの相殺）
第18条（事務処理の委託に関する取扱い）	第20条（事務処理の委託に関する取扱い）
第19条（お客さま情報の取扱い）	第21条（お客さま情報の取扱い）
第20条（免責事項）	第22条（免責事項）
第21条（準拠法および管轄裁判所）	第23条（準拠法および管轄裁判所）
第22条（規定の準用）	第24条（規定の準用）
第23条（規定の変更） 当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他	第25条（規定の変更） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相</u> </li> </ol>

<p>当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
---	--

ローソン銀行ビジネス Web 利用規定	
改正前	改正後
<p><b>第1条 (ローソン銀行ビジネス Web とは)</b></p> <p>1. ローソン銀行ビジネス Web とはローソン銀行ビジネス Web (以下「本サービス」という。) とは、ご契約者 (以下「お客さま」という。) が、パーソナルコンピュータ等を通じて、インターネット経由でローソン銀行 (以下「当行」という。) 当行に取引きの依頼を行い、当行がご依頼内容に応じた取引きを行うサービスをいいます。</p>	<p><b>第1条 (ローソン銀行ビジネス Web とは)</b></p> <p>1. ローソン銀行ビジネス Web とはローソン銀行ビジネス Web (以下「本サービス」という。) とは、ご契約者 (以下「お客さま」という。) が、パーソナルコンピュータ等を通じて、インターネット経由でローソン銀行 (以下「当行」という。) <u>当行</u>に取引きの依頼を行い、当行がご依頼内容に応じた取引きを行うサービスをいいます。</p>
<p><b>第21条 (規定の変更)</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第21条 (規定の変更)</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>

ローソン銀行ビジネス Web ワンタイムパスワードカード利用規定	
改正前	改正後
<p><b>第 10 条 (規定の変更)</b></p> <p>当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 10 条 (規定の変更)</b></p> <p>1. <u>本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>